

環廃対発第 1602101 号  
平成 28 年 2 月 10 日

栃木県塩谷町長 見形 和久 殿

環境副大臣 井上 信治

栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく  
詳細調査候補地の選定結果の返上について（回答）

平成 27 年 12 月 7 日付けでいただきました標記については、塩谷町の方々が、先般の豪雨による影響をはじめとして、様々な御不安や御心配を持たれていることの表れだと重く受け止めています。

しかしながら、候補地の選定手法については、栃木県知事のほか、貴職を含む県内すべての市町長が参加する市町村長会議において、数次にわたって議論を重ねた上で確定し、環境省として決定したものです。同手法では、今回のような豪雨による影響など一次スクリーニングでは把握し得なかった追加的な情報については、詳細調査の中で確認し判断することとしております。現時点で一部の冠水があったことのみをもって直ちに、詳細調査候補地から除外すべきものではありません。

このように、詳細調査を受け入れないことについて合理的根拠があるとは考えられず、また、詳細調査を受け入れていない段階で『返上』と主張されても、環境省としては理解しがたいものであります。

栃木県指定廃棄物処分等有識者会議による指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地選定プロセスの検証結果（最終報告）において、「詳細調査候補地の東側には西荒川が流れているため、過去における降雨量を踏まえたシミュレーションを行うなど、長期管理施設への影響を調査する必要がある。」との附帯意見をいただいております。このことを踏まえ、貴町の皆様の御不安や御心配にしっかりとお答えするためにも、是非、詳細調査を実施させていただきたいと考えており、環境省としましては、引き続き、その実施について御理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

なお、あらかじめ建設をすることを決めた上で、詳細調査を行うものではありません。